

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業について

奈良市では、特定不妊治療(体外受精 及び 顕微授精)を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療費の助成事業を行っています。

助成対象者	奈良市内に住所を有する法律上の婚姻をされているご夫婦で、特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込が少ないか、または極めて少ないと医師に診断され、各都道府県、政令市、中核市が指定している医療機関で治療を受けられた方
所得制限	ご夫婦の前年(1月から5月までに申請する場合は前々年)の所得の合計が730万円未満であること
助成内容	<p>【助成対象】 ご夫婦間での特定不妊治療(体外受精及び顕微授精) <u>※妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成対象外となります。</u></p> <p>【助成額】 1回の治療につき上限額150,000円。ただし採卵を伴わない凍結胚移植等については助成限度額75,000円 ※初回(通算1回目)の申請に限り、上限額300,000円を助成(ただし、助成限度額が75,000円となる治療を除く。) 特定不妊治療の一環として行われる、男性不妊治療(精巣又は精巣上体からの精子採取手術)を行った場合、当該手術費用に対し、上限額150,000円を別途上乘せ。ただし採卵を伴わない凍結胚移植等については上乘せ対象から除く ※平成31年4月1日以降の治療で、男性不妊治療を初めて受ける場合、初回の申請に限り、上限額300,000円。</p> <p>【助成回数】 初回(通算1回目)の申請における治療開始日での妻の年齢により異なります。 40歳未満・・・通算6回まで、40歳以上・・・通算3回まで</p>
受付期間	<p>治療が終了した日の属する年度内に申請してください。 (4月1日から翌年3月31日に終了した治療について、年度末(3月31日)までに申請してください。※治療終了日とは、胚移植実施後の妊娠判定日または、医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日となります。) ※治療の終了日が3月末等で申請が間に合わない場合は、事前にご相談ください。</p>
提出・問合せ先	<p>〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 (はぐくみセンター3階) 奈良市健康医療部母子保健課 電話 0742-34-1978</p>

※提出書類については、裏面をご確認ください。

※個人番号(マイナンバー)の記入で一部省略できる提出書類があります。

個人番号を記入する場合

【個人番号確認が必要なため、下記①～③のうちいずれかをご提示ください。】

- ①個人番号カード(マイナンバーカード)
- ②通知カード(記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している通知カードのみ有効)
- ③個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

【本人確認が必要なため、下記①～③のうちいずれかをご提示ください。】

- ①個人番号カード(マイナンバーカード) ②顔写真入りの身分証明書(運転免許証・パスポート等) 1点
- ③「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が確認できる書類(保険証・年金手帳等) 2点

【個人番号を記入し、ご夫婦の片方のみ(又は代理人)が申請書を提出する場合】

・ご夫婦のもう片方(または両方)が「奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書(第1号様式)」の委任状欄を必ずご記入ください。

※代理人が申請する場合、委任状に加え、代理人の本人確認ができる身分証明書等(上記参照)、申請者本人の個人番号確認ができる書類(上記参照)をご提示ください。

提出書類

- ① 奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書
(第1号様式)…申請者が記入
- ② 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
(第2号様式)…指定医療機関が作成
- ③ 指定医療機関が発行する領収書の写し
(※②の証明書に対する領収書の写しを添付して下さい。)
- ④ 婚姻日の確認できる書類…戸籍謄本等
奈良市での初回申請時は全ての方が必要となります。2回目以降は、ご夫婦が同一世帯の場合は省略できます。

以下については、個人番号の記入で一部省略できる書類があります。

- ⑤ 奈良市内に住所を有し、かつ法律上の婚姻をしているご夫婦であることを証明できる書類
 - ・ 申請時点においてご夫婦が同一世帯で奈良市に住民登録がある場合は、続柄記載の住民票(申請日前3か月以内に取得したもの) 個人番号の記入で省略可
 - ・ 単身赴任等住所(世帯)が別の場合は、上記住民票に加え、次の書類が必要
 - a) 奈良市内で世帯が別の場合、
 - (1) 戸籍謄本等(※省略できません)
 - b) ご夫婦の片方が奈良市以外の自治体に住民登録がある場合、
 - (1) 戸籍謄本等(※省略できません)
 - (2) その自治体で取得した住民票(申請日前3か月以内に取得したもの) 個人番号の記入で省略可
- ⑥ 夫及び妻の所得額を証明する書類 個人番号の記入で省略可
 - ・ 【4月から5月申請】前年度の課税証明書(前々年分の所得が記載)が必要
 - ・ 【6月から12月申請】現年度の課税証明書(前年分の所得が記載)が必要
 - ・ 【1月から3月申請】現年度の課税証明書(前々年分の所得が記載)が必要

(例) 令和2年6月から令和3年5月までの申請⇒令和2年度課税証明書(令和元年《平成31年》分の所得が記載。令和2年1月1日に住民登録があった自治体で発行。)

ご夫婦の片方がもう片方を扶養に入れており、証明書上で、配偶者控除欄が「有」の場合は、片方の課税証明書で結構ですが、ご夫婦ともに所得がある等、配偶者控除欄が「無」の場合は、ご夫婦2人の課税証明書が必要になります。

※1 申請時点で取得できる最新の証明書をご用意ください。

※2 源泉徴収票は証明としてお使いいただくことはできませんので、ご注意ください。